

## 新たな基金の具体的な運用について

平成 28 年 11 月

環境省産業廃棄物課

### 1. 基金による支援要請に至る前段階の対応

- 高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし、保管事業者に対する行政指導の実施、改善命令の実施
- 行政代執行に係る費用に関する保管事業者への求償

### 2. 基金による支援の実施に係る事務

- 自治体による支援要請を受け、基金による支援の可否に関し審査を実施
- 行政代執行に至る行政対応、求償の実施等に関する確認の実施

### 3. 基金の運用状況に関する報告

- 毎年、基金に対して出えんした関係事業者等に対する基金の運営状況について報告を実施

【参考】高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の行政代執行に対する支援のあり方について  
(抜粋)

1. 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に関し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「ポリ塩化ビフェニル特別措置法」という。）第 13 条の規定に基づく行政代執行に要する費用については、保管事業者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合に限り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて支援を行うものとする。

(中略)

6. 行政代執行支援に対する支援に係る基金の運営状況については、基金に出えんした関係事業者に対して毎年報告を行うものとする。